

## 下水道事業受益者変更届

令和 年 月 日

川 辺 町 長 様

次のとおり受益者を変更しましたので、川辺町公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則第19条の規定により届出します。

新 受 益 者	住 所		氏 名	印	電 話	
旧 受 益 者	住 所		氏 名	印	電 話	
土 地 所 有 者	住 所		氏 名	印	電 話	

番号	土 地 の 所 在 地 番	台帳地目	地 積 m <sup>2</sup>	変 更 年 月 日	変 更 理 由
		現況地目			該当する項目を○で囲んでください
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )

\*受益者の変更日以後の納期に係る受益者負担金は、新受益者となった方が負担することになります。

下水道事業受益者変更届

令和 年□□月□□日

川 辺 町 長 様

次のとおり受益者を変更しましたので、川辺町公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則第19条の規定により届出します。

新 受 益 者	住 所	岐阜県加茂郡川辺町△△△2222-2	氏 名	飛驒川 花 子 (飛)	電 話	■■■■-■■-■■■■
旧 受 益 者	住 所	岐阜県加茂郡川辺町□□□1111-1	氏 名	川 辺 太 郎 (川)	電 話	××××-××-××××
土 地 所 有 者	住 所	岐阜県加茂郡川辺町△△△2222-2	氏 名	飛驒川 花 子 (飛)	電 話	■■■■-■■-■■■■

番号	土 地 の 所 在 地 番	台帳地目	地 積 m <sup>2</sup>	変 更 年 月 日	変 更 理 由 該当する項目を○で囲んでください
		現況地目			
1	川辺町石神■■■4444-4	畑	100 0	令和5年□□月□□日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更
		宅地			4. 売買 5. その他 ( )
				令 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更
				年 月 日	4. 売買 5. その他 ( )
				年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更
				年 月 日	4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更
					4. 売買 5. その他 ( )

契約日等  
(不明な場合は未記入)

\*受益者の変更日以後の納期に係る受益者負担金は、新受益者となった方が負担することになります。

下水道事業受益者変更届

令和 年□□月□□日

川 辺 町 長 様

土地所有者の変更は無く、土地の使用者に受益者を変更する場合

次のとおり受益者を変更しましたので、川辺町公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則第19条の規定により届出します。

新 受 益 者	住 所	岐阜県加茂郡川辺町△△△2222-2	氏 名	飛驒川 花 子 <input checked="" type="radio"/>	電 話	■■■■-■■-■■■■
旧 受 益 者	住 所	岐阜県加茂郡川辺町□□□1111-1	氏 名	川 辺 太 郎 <input checked="" type="radio"/>	電 話	××××-××-××××
土 地 所 有 者	住 所	岐阜県加茂郡川辺町□□□1111-1	氏 名	川 辺 太 郎 <input checked="" type="radio"/>	電 話	××××-××-××××

番号	土 地 の 所 在 地 番	台帳地目	地 積 m <sup>2</sup>	変 更 年 月 日	変 更 理 由 該当する項目を○で囲んでください
		現況地目			
1	川辺町○○○3333-3	畑	50.5	令和5年□□月□□日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 <input checked="" type="radio"/> 5. その他 ( 貸 付 )
		雑種地		令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )
				令和 年 月 日	1. 相続 2. 贈与 3. 代表者変更 4. 売買 5. その他 ( )

契約日等

\*受益者の変更日以後の納期に係る受益者負担金は、新受益者となった方が負担することになります。